



# 募集

## 区職員(育児休業代替任期付職員)を募集

職種・採用予定数 保育士・児童指導、若干名  
採用時期 8月3日以降  
\*任用期間は、6カ月～2年以内  
受験資格 平成6年4月1日までに生まれた方で、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方、または児童指導員の資格を有している方  
選考期日 ▽第1次選考(筆記)

作文：6月18日(水) 夜間  
▽第2次選考(面接)：7月上旬  
勤務日数等 原則として週5日  
実施要項・申込書の配布 区役所  
4階職員課・1階総合案内、各  
区民事務所・図書館で  
締切り 6月10日(火) 消印有効  
\*詳細は、実施要項または荒川区ホームページ(アドレスは1面  
下欄参照)をご覧ください  
応募・問合せ 〒116-8500  
1 荒川区荒川2-2-3 荒川区役所4階職員課 ☎内線2232

## 「荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画(案)」のパブリックコメント(意見)を募集

区では、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護し、区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるように荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画(案)の策定を進めています。この計画

(案)に関する意見を募集します。  
期間 6月16日(月)まで  
\*計画(案)の全文は、区役所北庁舎1階保健予防課、区役所2階情報提供コーナーまたは荒川区ホームページ(アドレスは1面下欄参照)でご覧頂けます  
\*意見の提出方法(持参または郵送、ファクス、電子メールで)等詳細は、お問い合わせ下さい  
応募・問合せ 保健予防課(区役所北庁舎1階) ☎内線430

## 住まいとまちづくりの総合相談窓口(無料)

住まいの建て替え、耐震化や増改修、マンション維持管理の方法などの疑問や悩み、建築紛争の相談に応じます(電話でも相談出来ます)。詳細は、お問い合わせ下さい。

日時 月～金曜日(祝日等を除く)、午前8時30分～午後5時15分

### ●まちづくりサポーター派遣

住宅等の建て替え、増改修工事について、現地での相談が必要な場合、区内の専門業者を派遣します。

### ●コンサルタント派遣

マンション管理(維持管理、大規模修繕、管理組合の運営方法等)について、コンサルタント(マンション管理士等)を派遣します。

### ●不接道敷地での建て替え相談「近隣まちづくり推進制度」

敷地が道路に接していないために個人では建て替えられない建物でも、近隣と協力して建て替え計画を作成することで、建て替え出来ます。お問い合わせ下さい。

### ●専門相談

住まいの建て替えや増改修、耐震診断・耐震補強工事及びこれに伴う税金の相談など、建築士や税理士が相談に応じます。予約の上、お越し下さい。

開催日 7月1日、9月2日、11月4日、27年1月13日、3月3日の火曜日

時間 午後1時～4時

場所 防災街づくり推進課会議室(区役所北庁舎2階)

予約・相談・問合せ 防災街づくり推進課 ☎内線2825

## 26年版わたしの便利帳 有料広告を募集

「わたしの便利帳」は、区役所の窓口や各種施設の案内など、身近な情報を掲載した冊子です。  
発行 10月末(予定)  
広告掲載位置 裏表紙の外側・内側(カラー)、本文の終了から数ページ(2色)

## 都民住宅(東京都施行型)の入居者を募集

中堅所得者向けの住宅で、都営住宅とは所得基準が異なります。  
募集数 127戸(空き家・家族向け)  
\*土・日曜日を除く

## 区内の風景・風物展「作品の募集を開始」

27年2月に開催されるディスプレイあらかわでは、区内を描いた絵画等一般公募作品約100点を展示します。作品は11月から募集されます。初夏の風景を作品に取り入れてみませんか。  
\*受賞作品は区役所で展示します  
テーマ 荒川区の風景・風物など  
大きさ等 30号までの絵画・版画・彫刻・染織など一人1点  
\*未発表の作品に限る  
\*応募方法等詳細は、11月に区報等でお知らせします  
問合せ 文化交流推進課 ☎内線2522

## 介護職員・運転手を募集

●介護職員(常勤)  
対象 介護福祉士、またはホームヘルパー2級以上をお持ちの方  
●介護職員(非常勤)  
対象 ホームヘルパー2級以上をお持ちの方(未経験可)  
●運転手(パート)  
対象 普通自動車運転免許をお持ちの方(AT限定不可)

\*詳細は、お問い合わせ下さい  
勤務場所・応募・問合せ 特別養護老人ホームグリーンハイム荒川 ☎(3802)7561  
FAX(3802)7564

# 国民健康保険のお知らせ

●納入通知書を6月に送付します  
25年中の所得を基に年間の保険料を計算し、6月16日(月)に送付します(計算方法は表1参照)。  
\*新たな減額措置は表2のとおり

●国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減額・免除  
被保険者が、災害等により重大な損害を受けた時や、事業の休止・廃止または自己の都合によらない失業、長期入院等で収入が著しく減少した時で、預・貯金などの資産等を活用しても保険料を納められない場合、申請があった月以降

●国民健康保険料のお支払いは口座振替を原則にしています  
保険証、預(貯)金通帳、通帳

●国民健康保険料の減額措置  
対象条件 緩和内容  
住民税非課税で賦課のものととなる所得額がある方 賦課のものととなる所得額の25%を控除して、保険料(所得割)を計算

表1 国民健康保険料の計算方法

$$26年度の国民健康保険料 = \text{①基礎賦課額(医療分)} + \text{②後期高齢者支援金等賦課額(支援金分)} + \text{③介護納付金賦課額(介護分)}$$

①基礎賦課額(医療分)の計算(年間)

$$\text{【所得割額】加入者全員の賦課のもととなる所得額} \times 6.30\% + \text{【均等割額】} 3万2400円 \times \text{加入者数}$$

\*限度額51万円

②後期高齢者支援金等賦課額(支援金分)の計算(年間)

$$\text{【所得割額】加入者全員の賦課のもととなる所得額} \times 2.17\% + \text{【均等割額】} 1万800円 \times \text{加入者数}$$

\*限度額16万円

③介護納付金賦課額(介護分)の計算(年間)

$$\text{【所得割額】介護第2号被保険者(*)全員の賦課のもととなる所得額} \times 1.85\% + \text{【均等割額】} 1万5300円 \times \text{介護第2号被保険者数}$$

\*限度額14万円  
\*賦課のもととなる所得額…25年の所得額(収入-必要経費)-33万円  
\*介護第2号被保険者…40歳～64歳までの方

表2 減額措置

| 対象条件                    | 緩和内容                              |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 住民税非課税で賦課のものととなる所得額がある方 | 賦課のものととなる所得額の25%を控除して、保険料(所得割)を計算 |

## 介護職員(常勤・パート)を募集

対象 介護福祉士またはホームヘルパー2級以上の方  
\*常勤は、病院・介護施設で勤務

経験者、パートは未経験可  
\*詳細は、お問い合わせ下さい  
勤務場所・応募・問合せ 特別養護老人ホームサンハイム荒川 ☎(3805)7525  
FAX(3805)5306

## 調理職員(非常勤)を募集

対象 満50歳までの方  
\*調理師免許の無い方も可

\*詳細は、お問い合わせ下さい  
勤務場所・応募・問合せ 東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター ☎(3805)6121  
FAX(3805)6123

## 官公署

### 清掃工場個人見学会(無料)

日時 6月14日(土) 午後1時30分～3時  
定員 50人(申し込み順)  
締切り 6月12日(木)  
会場・申込み・問合せ 北清掃工場(北区志茂1-2-36) ☎(3598)5341

